

大阪YWCA大宮保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	社会福祉法人 大阪キリスト教女子青年福祉会
所 在 地	大阪市北区神山町11-12
電 話 番 号	06-6361-0838
代表者氏名	理事長 井上 隆晶

2 事業施設の概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	大阪YWCA大宮保育園
施 設 の 所 在 地	本園 大阪市旭区大宮5丁目7-15 分園 大阪市旭区大宮5丁目3-31
連 絡 先	電話番号06-6955-5931 FAX06-6955-5399
管 理 者	園長 植木 知子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	180名 0歳児 18人 1歳児 30人 2歳児 30人 3歳児 34人 4歳児 34人 5歳児 34人
利 用 定 員	140名 満3歳以上の児童 87人 満1歳以上満3歳未満の児童 48人 満1歳未満の児童 5人
開 設 年 月 日	1978年 6月 1日
事 業 所 番 号	2710051003806

3 施設の目的・運営方針

大阪YWCA大宮保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）当園は、キリスト教の精神に基づいた保育の中で乳幼児及び幼児の育成に励み、ひとりひとりの子どもが未来社会の良き担い手となるようにはぐくみ育てます。
- （2）当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳幼児及び幼児（以下「園児」と

いう。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

- (3) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (4) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

本園	敷地		1135.2m ²
	園舎	構造	・鉄筋コンクリート造7階建 1階部分 ・鉄骨スレート葺平屋建 ・鉄筋コンクリート造瓦葺2階建（事務棟）
		延べ面積	647.13m ²
	園庭		地上園庭 488.07m ²

分園	敷地		207.28m ²
	園舎	構造	木造瓦葺2階建 1階部分
		延べ面積	118.9m ²
	園庭		地上園庭 88.38m ² 公園 600m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室 ほふくスペース含む	3室	ちゅうりっぷ（満0歳児クラス） つくし（多目的室） たんぽぽ（満1歳児クラス）
保育室	4室 分園2室	くも（満3～5才児クラス） にじ（満3～5才児クラス） ほし（満3～5才児クラス） ひかり（満3～5才児クラス） すみれ（満2歳児クラス） ひなぎく（満2歳児クラス）
調理室	1室	
事務室	1室	
相談室・多目的室	各1室	

5 職員の職種、員数及び職務の内容 （2025 年 4 月 1 日現在）

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
副主任	主任保育士の補佐、保育の指導	4	4		
保育士	保育に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	18	14	4	
保育補助	保育士を助け、子どもの見守りや保育の準備、補助、清掃などを行う	3		3	
栄養士	園児の栄養指導及び管理、発達段階に応じた献立の作成を行う	3	3		調理を兼務
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	2		2	
看護師	園児の健康管理に努め、園内生活での疾病に対応する。	1	1		
事務主任	運営に関する庶務、総務及び会計をつかさどる	1	1		
事務員	庶務及び会計事務を担い、園内諸雑務に従事する	1		1	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	基本の勤務時間帯（9：00～18：00）
主任・副主任保育士	基本の勤務時間帯（7：00～19：00） ＊シフト制
保育士	基本の勤務時間帯（7：00～19：00） ＊シフト制
栄養士	基本の勤務時間帯（7：30～17：00） ＊シフト制
調理員	基本の勤務時間帯（7：30～17：00） ＊シフト制
看護師	基本の勤務時間帯（9：00～18：00）
事務主任	基本の勤務時間帯（9：00～18：00）
事務員	基本の勤務時間帯（8：30～17：30）

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります

6 保 育 内 容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告示117）を踏まえ、保育を行います。保育目標を達成するため、各年齢に応じた保育内容を提供します。

（1）年齢に応じた保育内容

年齢区分	主な活動
0歳児クラス	まわりの大人に愛情豊かに受け止めてもらいながら信頼関係を築き、健やかにのびのびと育つ。五感を豊かに育む。
1・2歳児クラス	自我が育つ大切な時期、自分でしようとする気持ちが尊重されることで自尊感情を育み、生活や遊びを通しのびのびと育つ。
幼児クラス 3歳～5歳児	友だちや地域の人と関わりあい、自然に触れながら、各領域の活動を通してこころとからだを豊かに育む。就学までに小学校での学びに向かう基礎となるこころを豊かに育てます。 1. 健康（体力・運動機能・生活習慣） 2. 人間関係（人とのかかわり・出会い・情緒・異年齢保育） 3. 環境（自然とのふれあい・伝統文化の体験・社会認識） 4. 言語（言語表現・言語理解） 5. 表現（絵画・造形・音楽リズム）

（2）特色ある取り組み

- ・一人ひとりのありのままを受けとめ、のびのびと心豊かな保育を目指します。
- ・乳児では少人数のグループを特定の担任が担当し、家庭的な雰囲気の中で過ごせるよう心掛けています。幼児は「異年齢（たてわり）保育」を実施しています。3～5歳児が生活を共に過ごす中で、思いやりや憧れの気持ちが生まれ、優しい心を育てます。
- ・定期的な活動 ラグビー（4・5歳児）、千里子ども図書室おはなし会（0～5歳児）
- ・5歳児お泊り保育、雪遊び（5歳児）、多文化交流プログラム（3～5歳児）
- ・障がいをもつ子と共に育ち合う保育
- ・小学校との交流 ・地域における異年齢児との交流
- ・食育活動 夏野菜の栽培・収穫、クッキング、みそ作り、園内の実のなる木から自然の恵みをいただく。
- ・卒園後の交流プログラム

（3）地域への子育て支援

- ・地域の方への子育て支援

「子育てひろば・のびのび」 地域の親子を対象に園庭開放などのプログラムを実施

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日まで（祝祭日及び12月29日～1月3日を除く）です。また、下記は休園を予定していますので、家庭保育のご協力をお願いします。

- ① 夏期休園日（8月13・14・15日）
- ② 大掃除（8月に半日、12月に半日）
- ③ 年始（1月4日）
- ④ 入園準備日（4月1日）

8 保育時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

（1）保育標準時間認定の方（1日最大11時間）

7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間を個別に決定します。

- ①実際に保育が必要となる時間を保育必要時間申請書に記入し、勤務証明と共に当園事務室に提出してください。
- ②勤務時間に通勤時間等を加味した時間で、保育時間を園との間で取り決めます。
- ③園より保育必要時間決定承認書を発行し、保育時間をお知らせいたします。

★18時以降に就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育（延長保育）の利用には事前に申し込みが必要で、別途利用料が必要です。

（2）保育短時間認定の方（1日最大8時間）

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間を個別に決定します。保育時間の園との取り決めは、上記①～③と同様です。

★保育短時間（8時30分～16時30分）を越えて就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで、又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育（延長保育）を提供いたします。時間外保育の利用には事前に申し込みが必要で、別途利用料が必要です。

（3）その他

- ①0歳児は、乳児期の母子のつながりを大切にしたいと考え、誕生日がきて満1歳になってから8時半以前と17時以降の保育をお受けします。
- ②保育園は時間外保育（延長保育）終了の19時で閉園です。19時を越えての利用はできません。

9 給食について

（1）給食は自園調理で行います。

（2）保育を提供する日は、毎日給食があります。

※園外保育などの際はお弁当のご協力をお願いいたします。

(3) 給食の時間

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時 10 分頃	11 時 05 分～	15 時頃	
1歳児	9時 30 分頃	11 時 05 分～	15 時頃	
2歳児	9時 30 分頃	11 時 10 分～	15 時頃	午前間食： 喫食状況により 9～10 月中旬迄
3歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
4歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	
5歳児		11 時 30 分頃	15 時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(4) アレルギー対応状況

一人ひとりが安心しておいしい給食で健やかに育つよう、また、みんなで食べる喜びを大切にアレルギーに対応した給食を提供します。

- ・除去食または代替食にて対応します。
- ・食物アレルギーに対して、医師の指示に基づき対応します。
- ・食物アレルギー対応の必要のあるお子さんは、「食物アレルギー対応の流れ」に沿って対応します。「生活管理指導表」（医師により記入されたもの）と、「アレルギー調査票」（保護者記入）の提出をお願いします。
- ・初めて口にする食材は、まずご家庭で試してください。
- ・アレルギー対応の解除の際には「除去食物の解除届」を保護者の方に記入、ご提出いただきます。
- ・月に 1 回給食会議を行い、栄養士、調理師と園長、主任保育士、担任、及び看護師が園児のアレルギーの状態や喫食状況を共有しています。献立表の食材料リストをもとにアレルゲンとなる食材を確認しながら、給食の提供について検討、誤食の無きよう配慮しています。
- ・食物アレルギー対応マニュアル：有
アレルギーをお持ちのお子さんの保護者と園とのやり取りの流れ、調理室・保育室での配膳の手順、万一の誤食の場合の対処などについて定め、職員に周知しています。
- ・緊急時薬の預りに関してはご相談ください（医師の指示に基づく）。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いください。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、下記に掲げる費用をご負担ください。お支払方法については、別途お知らせします。

【利用料の納入について】

保育料は大阪市の査定により定められた金額を、金融機関、郵便局等で口座振替の手続きを行い納めてください。

3歳児以上の主食費(行事諸費含む)、副食費、延長保育料、布団乾燥代等の徴収金は、当月分を決められた徴収日(月初め1～5日)に保育園事務室に持参してください。

一旦納入された費用は、理由の如何にかかわらず返金致しませんが、新型コロナウイルス対応等による休園等の場合、主食費・副食費を日割り計算し返金することがあります。

〈保育の提供に要する実費に係る利用者負担金〉

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
布団乾燥費	月1回の布団乾燥、年1回の布団丸洗い等に係る費用	年額 4,320円 (月額 360円)
主食費(3～5歳)	幼児主食代	月額 2,000円
副食費(3～5歳児)	幼児副食代	月額 4,500円
行事費(3～5歳児)	園外保育、ミニコンサート等行事に係る費用の一部	月額 1,000円
アルバム代(5歳児)	卒園アルバムに係る費用	月額 1,000円
入園・進級児園用品費 <u>価格が変更になる場合もあります</u>	園生活に必要な用品に係る費用 名前はんこ(新入园児) 名札(全園児) かばん(3～5歳児) 園Tシャツ(3～5歳児) クォーターパンツ(3～5歳児) カラー帽子(1～5歳児) 帽子ワッペン(3～5歳児) 粘土・ケース・板(2歳児～) クレヨン6色(0・1歳児) クレヨン12色(2・3歳児) クレパス16色(4・5歳児) はさみ(3～5歳児) のり(2歳児～) 出席帳(3～5歳児) 連絡ノート(全園児) 蓋付バケツ(新入园児・乳児) 絵の具(4・5歳児) 誕生日材料費(0、1、2歳児)	275円 155～326円 4,490円 1,630円 2,420円 1,330円 480円 1,570円 350円 590円 700円 530円 190円 605～637円 170～200円 220円 910円 420円

※この他、実費徴収が必要な事項が発生した場合は、ご説明のうえ徴収することがあります。（親子遠足の保護者用の費用やバス代の一部など）

〈時間外保育料〉

◎保育標準時間認定の方

保育標準時間（７時～１８時）を越える延長保育利用の場合

項目	内容	金額
延長保育料	１８時から１９時までの時間外保育	月額 ２，９００円
		日額 ５００円

- ・延長保育の利用には月利用、１日利用とも事前の申し込みが必要です。
- ・月利用については、月ごとに申し込み、辞退が可能です。該当月の前月末までに所定の用紙を事務室に提出してください。
- ・１日利用は用紙の提出は不要ですが、事前に担任または事務室にお申し出ください。
- ・急な事情でお迎えが１８時を過ぎた場合は１日利用の扱いとし、料金５００円をいただきます。必ず事前にお電話で園までご連絡下さい。

◎保育短時間認定の方

- ・保育短時間（８時半～１６時半）を越えて時間外保育が必要となることは、突発的な場合が想定されます。事情によっては日割り設定をいたしますのでご相談ください。
- ・保育短時間（８時半～１６時半）を越えて保育が必要な状況が続く場合は、標準時間認定への切り換えが考えられますので旭区にご相談ください。

１１ 利用の開始について

- （１）区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。
- （２）入園に際して、園長または主任保育士は、入園児とその保護者に対して面接を行い、園の目的・方針・その他必要な事項を説明して、安心と信頼感をもって入園していただけるよう努めます。

１２ 利用の終了について

- （１）園児が小学校に就学したとき。
- （２）児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- （３）その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。
- （４）退園の時は２か月前に申し出て、退園届と共に費用の一切を精算してください。
- （５）卒園後の保育について 卒園・小学校への進学は大切な節目です。卒園後は園に前

と変わらず登園することを避け、小学校への準備の期間としていただいています。
卒園式の翌日はできる限り家庭保育のご協力をお願いします。家庭保育ができない場合はご相談ください。卒園後の保育時間は原則平日の9:00~17:00でお願いします。

1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に体調急変、事故・怪我、誤食等の緊急事態が発生した場合には、保護者にすぐに連絡をし、その後必要に応じて医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡、場合によっては病院を受診します。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。			

<緊急連絡メールシステムについて>

災害時や、急な悪天候による行事の中止や時間変更について、一斉送信メールでご連絡しています。

メールアドレスの登録が必要です。

<災害時の対応について>

①風水害の場合

☆暴風警報や特別警報（大雨・暴風・波浪・暴風雪・大雪）が発表された場合は臨時休園となります。また、大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上を発令した場合も臨時休園となります。

☆当日警報の発表が予想される場合は、無理に登園せず、可能な限り家庭保育のご協力をお願いします。

☆保育中に各警報発表等の状況となった場合も臨時休園となりますので、状況が悪くなる前に速やかにお迎えをお願いします。

警報解除後の保育受け入れについて

- 午前 7 時までに解除された場合は開園します。ただし、警報解除の時間帯によっては、通常よりも遅い保育受け入れ開始となる場合があります。
- 午前 7 時以降に解除され、気象状況や保育園及び周辺の状況に危険がないと判断した場合は、2 時間後より保育の受け入れを開始します。ただし給食調理が整わないため、お弁当持参あるいは自宅で昼食を済ませてからの登園となります。

②地震の場合

☆保育開始前に大阪市内 24 区いずれか 1 区でも震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、臨時休園となります。

保育終了後に発生した場合は、翌日は臨時休園となります。

☆保育中に震度 5 弱以上の地震が発生した場合は臨時休園となりますので、速やかにお迎えをお願いします。

③津波の場合

☆津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示が発令された場合は臨時休園となります。

1 5 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 全職員で保育のふりかえりを実施
- (3) 虐待防止マニュアルの作成、運用

1 6 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	社会福祉法人真美会 大阪旭こども病院
医院長名又は医師名	木野 仁郎 医師
所在地	大阪市旭区新森4-13-17
電話番号	06-6952-4771

(2) 歯科

医療機関の名称	大宮横山歯科
医院長名又は医師名	横山 馨 院長
所在地	大阪市旭区大宮2-27-12
電話番号	06-6956-8148

(3) 耳鼻咽喉科

医療機関の名称	耳鼻咽喉科中村医院
医院長名又は医師名	中村 浩
所在地	大阪市旭区大宮3-6-21
電話番号	06-6955-4567

17 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 福田博子 ・ご利用時間 8:30～18:30 ・電話番号 06-6955-5931 F A X 06-6955-5399 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	林 尚俊
		電話番号*事務室前の苦情解決のお知らせに記載 日本キリスト教団森小路教会牧師

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

18 保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター） 保育園の管理下で園児の災害（負傷・疾病・障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国、園、保護者の三者負担による互助共済制度です。現在、保護者分も園が負担しています。 申請は園が行いますが、受診した病院からの証明は保護者が受け、所定の用紙にて園にご提出いただきます。用紙は園にありますので該当する場合はお声掛けください。
園児・職員事故対策共済制度（大阪市私立保育連盟） 大阪市私立保育連盟加入施設の園児ならびに連盟が承認した法人・施設の職員の事故に対する共済制度。園内生活中に園児・職員が被った事故による死亡及び後遺障害、又は傷害による入院および通院に対して共済給付（障害給付金、死亡見舞金）を行います。

※この他、個人で加入できる『キッズガード 園児総合保障制度』もご案内しています。ご利用の場合はお申し出ください。

19 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	2025年1月受審済み	WAM NETに掲載
自己評価の実施状況	毎年実施しています	

園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
2022年度	8人	25人	29人	31人	30人	28人
2023年度	5人	16人	28人	30人	29人	28人
2024年度	5人	18人	28人	30人	30人	29人

20 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨
特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、適正な運営を行っており、市より
改善の勧告を受けている点はありません。